

十勝総合振興局「食と観光」ツイッター運用ポリシー

北海道十勝総合振興局産業振興部とから「食・観・連」推進室

第1 目的

情報の拡散性に優れたツイッターを十勝総合振興局の広報媒体として活用し、ホームページやブログ等と連動しながら、十勝の「食と観光」に関する情報発信を行うことを目的として開設します。

第2 用語の定義

ツイッターに関する主な用語の定義を、次のとおりに定めます。

- (1) アカウント：ツイッターを設置・運用するために取得した権利及びユーザー名
- (2) ツイート：ツイッターに記事を投稿する行為及び投稿された記事
- (3) リプライ：他のユーザーのツイートに返信すること
- (4) リツイート：他のユーザーのツイートを引用してツイートすること
- (5) フォロー：他のユーザーのツイートを受信するように登録すること

第3 運用主体

十勝総合振興局「食と観光」ツイッター（以下「本ツイッター」という。）の運用主体は、とから「食・観・連」推進室及び商工労働観光課とし、アカウント管理、パスワード管理、ツイートをを行います。

2 アカウント名は、『Tokachisyokukan』とします。

第4 意思決定

ツイートをすることは、とから「食・観・連」推進室主幹または商工労働観光課主幹の決裁を得て行います。

第5 ツイート内容

本ツイッターは、次に掲げる事項の中で十勝の「食と観光」に関するものをツイートします。

- (1) 十勝総合振興局公式ウェブサイトに掲載された情報
- (2) 北海道庁ブログ「超!!旬ほっかいどう」に掲載された投稿記事情報
- (3) 十勝観光連盟や十勝管内各市町村及び各市町村観光協会等がホームページやSNSで発信した情報
- (4) その他、十勝総合振興局の重要施策や十勝の緊急情報等に関する事項で、とから「食・観・連」推進室主幹または商工労働観光課主幹が特に必要と認めるもの

第6 コメントへの返信

皆様からいただいたツイートやリプライにリツイートする場合がありますが、全てに返信するものではありません。

第7 フォローに関して

他のユーザーのアカウントについて、フォローを行う場合があります。ただし、禁止事項に該当すると判断した場合などは、フォローを行わないまたはフォローを解除することがあります。

第8 禁止事項

リプライなどの投稿内容が次に挙げる事項に該当すると判断した場合は、ツイートの削除やフォローの解除を行う場合があります。

- ・公序良俗に反する内容
- ・違法または反社会的な内容
- ・犯罪行為を目的とする内容、犯罪行為を誘発させる内容
- ・政治活動、選挙運動、宗教活動またはこれらに類似する内容
- ・北海道や十勝地域、若しくは他の第三者を誹謗、中傷し、または名誉や信用を傷つける内容
- ・著作権・商標権など、第三者の権利を侵害する内容
- ・他者になりすます行為や虚偽、詐称を含む内容
- ・独断的、断定的な表現を含む内容や、ミスリーディングを誘う内容、わいせつな表現などを含む内容
- ・本ツイッターの趣旨に関係の無い内容
- ・その他十勝総合振興局が不適切と判断した内容

第9 運用留意事項

本ツイッター運用に当たっては、次に掲げる事項に留意します。

- (1) 十勝総合振興局のアカウントであることを証明するため及びなりすましによる誤情報の流布を防ぐため、本ツイッターのアカウント名を十勝総合振興局のホームページ上に明示します。
- (2) アカウントの運用主体及びツイート内容については、本ツイッターのプロフィール欄に明示します。
- (3) 情報は正確に記述します。
- (4) ツイートするリンク先は、本来のURL（ドメイン）が分かるよう、原則として、URL短縮サービスを使用しません。
- (5) 十勝総合振興局が策定した本ツイッター運用ポリシーは、十勝総合振興局公式ウェブサイトに掲載します。
- (6) ツイートする際は、地方公務員法をはじめとする関係法令や職員の職務、情報の取り扱いに関する規定を遵守します。

第10 免責事項

本ツイッターの運用については、細心の注意を払って行いますが、情報の正確性、完全性、有用性について保証するものではありません。

本ツイッターを利用することで生じた直接・間接的な損失についてはその責任を負いません。

本ツイッターについて、予告なく運用方針の変更や運用方法の見直しまたは運用の中止をする場合があります。

第11 本ツイッターに対する問い合わせ

十勝総合振興局公式ウェブサイトトップページ下段の「お問合せ」から受け付けます。

第12 その他

その他、本ツイッター運用ポリシーの実施について必要な事項は、とちかち「食・観・連」推進室主幹が別に定めることとします。

附則

この運用ポリシーは、平成30年1月19日から施行します。